# 16~19 徴収関係各表

## 統計表を見るに当たって

この章は、平成13年度における国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

#### 16 国 税 徴 収

1 国税徴収

国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

(1) 徴収決定済額

納税事務の確定した国税で、その事実の確認(徴収決定)を終了した金額

(2) 収納済額

収納された国税の金額

(3) 不納欠損額

滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の理由により納税義務が消滅 した国税の金額

(4) 収納未済額

徴収決定済額のうち収納又は不納欠損を終了しない金額

(注)関係計数については、次のとおりである。

徵収決定済額 - (収納済額 + 不納欠損額) = 収納未済額

- 2 物納及び年賦延納
- (1) 物納

相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。

イ 収納済額

国に完全に所有権が移転された物納財産の金額

口 引継額

収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額

(注)関係計数については、次のとおりである。

許可額(本書) + 前年度収納未済額 - 収納済額(本書) = 収納未済額 前年度引継未済額 + 収納済額 - 引継額 = 引継未済額 収納済額(本書及び外書) + 前年度引継未済額 - 引継額 = 引継未済額

(2) 年 賦 延 納

相続税法第38条の規定による相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。

(注)関係計数については、次のとおりである。

(前年度許可未済額 + 本年度申請額) - (取下・却下等の額 + 許可額) = 許可未済額 徴収決定済額 = 前年度繰越収納未済額 + 前年度繰越延納額 + 本年度許可額 - 許可取消額等 - 徴収決定未済額

#### 17 国 税 滞 納

滞納の繰越、新規発生、処理等の状況を示す。

滞納処分

納税者が納付すべき国税を納付の期限までに完納しない場合において、その者の財産を差し押さえ、その差押財産を換価して換価代金から国税を徴収する一連の強制執行手続

(注)関係計数については次のとおりである。

期首滞納+新規発生滞納-整理済滞納=整理中の滞納

#### 18 還 付 金

還付金支払決定の状況を示す。

還 付 金

年税額により予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、税額控除の際に 控除不足が生じる場合、あるいは純損失の繰戻しが行われる場合等により国税を 還付する金額

### 19 国税振替納税

振替納税利用状況を示す。

振 替 納 税

税金を納付する一方法で、税務署から納税者名義の納付書をその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関が納税者の口座から納税者に代わって税金を納付する仕組みである。納付後の領収書は、日本銀行から金融機関が受領し、その金融機関から納税者に直接送付する制度